平成27年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成27年5月11日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年5月11日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 伊藤和子 2番議員 小澤哲夫 3番議員 吉筋惠治 中根幸男 4番議員 5番議員 鈴木托治 6番議員 彰 西田 7番議員 太田康雄 進 8番議員 亀 澤 9番議員 山本俊康 10番議員 榊 原 淑 友 11番議員 片 岡 小 沢 一 男 健 12番議員

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 村 松 藤 雄 副町長 鈴木寿一 教育長 比奈地敏彦 総務課長 杉山真人 防 災 監 村松利郎 企画財政課長 長 野 了 税務課長 村松也寸志 住民生活課長 幸田秀一

保健福祉課長	村 松 富 夫	産業課長	三 浦 強
建設課長	村 松 弘	上下水道課長	大 場 満 明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村 松 達 雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第39号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第40号 平成27年度森町一般会計補正予算(第1号)

----- 議長の辞職

----- 議長の選挙

------ 副議長の選挙

----- 常任委員の選任

-------------議会運営委員の選任

<議事の経過>

議長

(榊原淑友 君)出席議員が定足数に達しておりますので、 ただ今から平成27年5月、森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

9番山本俊康君及び11番片岡健君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第39号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました議案第39号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、平成27年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の3件の条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

平成27年度税制改正の大綱の概要には、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずると示されております。

初めに、「森町税条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

まず、第1条の改正の主な点をご説明いたします。

第1点目は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初 の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能や燃費性能の優れた 環境負荷の小さなものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率 を軽減する特例措置(グリーン化特例)を講ずるものです。

第2点目は、原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る 税率については、平成27年度から引上げを予定していましたが、そ の適用開始時期を1年延長し、平成28年度からとするものです。

第3点目は、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充し、また、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金控除を受けられるように制度化するものです。

第4点目に、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を現行の平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年6箇月延長するものです。

第5点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、 税負担の不均衡や現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であること などから、平成27年度から平成29年度までの3年間、減額制度を含 め現行の負担調整措置を継続するものです。その他、法律改正に伴 う引用条文の条ずれ・項ずれによる所要の改正を行うものです。

次に、第2条の改正は、平成26年6月定例会で可決・公布された「森町税条例の一部を改正する条例」について、平成27年度税制改正において、原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る税率引上げの適用開始時期の1年延長や、軽自動車税のグリーン化特例の措置を講ずることになり、一部改正する必要が生じたためであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申 し上げます。今回の改正は、法律改正に伴う項ずれによる所要の改 正と、都市計画税の特例の適用期間を3年延長することに伴う年度 の改正などを行うものです。

次に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今回の改正は、1点目に国民健康保険税の賦課限度額の引上げで、基礎課税額を510千円から520千円へ10千円、後期

高齢者支援金等課税額を160千円から170千円へ10千円、介護納付金課税額を140千円から160千円へ20千円それぞれ引き上げるものです。

2点目に低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引上げで、5割軽減対象世帯を24 5千円から260千円に15千円、2割軽減対象世帯を450千円から470千円に20千円それぞれ引き上げるものです。

なお、地方税法施行令が平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日から施行され、賦課限度額及び軽減判定所得が見直されたため、条例の一部改正を行ったものでありますが、賦課限度額の引上げにつきましては、2月24日開催の森町国民健康保険運営協議会の諮問事項の「平成27年度国民健康保険事業」の中で、委員の皆様に説明し、御了解を頂いておりますことを申し添えます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上 お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)最初の税条例の関係をですね、もう少し細かく、経緯が特に税率を引上げをせずに延長するということですけども、その辺のところを金額的なものも含めてお願いします。

議長

税務課長

(榊原淑友 君)税務課長。

(村松也寸志 君)税務課長です。ただ今のご質問にお答えします。特に軽自動車の関係ということでしたので、そちらの方に絞ってお話しさせていただきます。

軽自動車税のグリーン化特例ということで、提案理由の方で説明がございましたが、平成27年4月1日から来年の3月31日までに、最初に新規検査を受けた軽4輪と、つまり新規に購入されたということで、排出ガス性能及び燃費性能の優れた、環境負荷の小さいものについて、来年28年度分の軽自動車税の税率を軽減すると、そう

いった特例措置が適用されるということで、条例改正した部分がございます。

内容につきましては、軽につきましては電気自動車、天然ガスの場合には、常用の自家用車、現在10,800円ですが、75パーセント軽減の2,700円。それから、ガソリン車、ハイブリッド車、乗用の場合には平成32年度燃費基準の20パーセント、プラス20パーセント達成ということで、この場合には乗用の自家用車おおむね50パーセント軽減になりますので、10,800円が5,400円、それから乗用で平成32年度燃費基準達成のもの、おおむね25パーセント軽減、先ほどの10,800円のものが8,100円になるということでございます。

それから、2輪車等にかかる軽自動車税の引上げの適用開始時期の延期ということですが、昨年の26年度税制改正によりまして、二輪車を含めて軽自動車税の値上げの方を、27年4月1日からということで改正いたしましたが、国策の関係でですね、平成27年の4月1日からの引上げを、今年1年延ばしまして、来年の平成28年4月1日からということになります。

対象となるものは、先ほど提案理由で説明しましたように、原動機付自転車、これは50cc以下、50~90cc、90~125cc、それから軽二輪、125cc以上のもの、それから二輪の小型車、250cc以上のもの、それから農耕作業用のトラクターとかそういったものがございますが、小型特殊自動車、そういったものが1年延期されるというものでございます。以上です。

議長

(榊原淑友 君)6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) それからもう1点ですね、古くなった車、 14年経過しているっていうところをもう少し。

議 長

(榊原淑友 君)税務課長。

税務課長

(村松也寸志 君) 税務課長です。14年経過というのは、結局 燃費とか環境に負荷を与えるということで、昨年の26年度の税制改 正でも改正してございますが、そちらの方は最初の検査から14年を 超えた場合には、軽自動車税が引き上げられるということでござい まして、およそ1.25~1.5倍ですね、引き上げられるということになっております。細かな金額については省略させていただきます。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第39号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第40号「平成27年度森町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました議案第40号「平成27年度森町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,644千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,419,644千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款2項2目、児童措置費4,644千円につきましては、保育園の待機児童を発生させないため、保健福祉センター2

階に小規模保育所を開設する工事費の補正でございます。

この工事については、できるだけ早期に実施したいことから、工事の実施設計にかかる経費を、2月の臨時議会にて、平成26年度一般会計補正予算(第9号)の中でお認めいただき、本年度に繰り越して進めて参りましたが、この設計が先日完了したところでございます。

この実施設計の検討過程の中で、関係機関等と協議をし、内容を 精査した結果、当初計画いたしました内容に変更が必要となったた め、この変更に係る工事費を追加でお願いするものでございます。

当初計画からの変更箇所につきましては、お配りさせていただきました資料を参考にご説明申し上げます。左側が当初計画、右側が変更後の計画図となっております。変更部分は着色で表示しております。主な変更については、保育室の左、廊下側、及び上部、吹き抜け側に、間仕切り壁を天井まで設けることとしておりましたが、変更後はその壁の高さが小屋裏までの高さとしております。

また、沐浴室を保育室に隣接させ専用のトイレを設けるとともに、 手洗い場、ロッカー等を設置し、園児の衛生面、及び安全面等に配慮した計画としております。これについては、予算をお願いするときに、早期に作りたいということで、概算の工事費でお願いしたところでございますけども、その後設計図面が出てきまして、関係当局と協議した結果、こういう指摘、また利用者等のお話の中で、今回の改正をお願いしたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、19款1項1目、繰越金4,644千円は、歳出補正の 財源としての計上でございます。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

(榊原淑友君)これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 | (太田康雄 君) ただ今町長の方から図面を参考にしながら のご説明を頂きましたが、もう少しですね、変更箇所とその関係機 関からの指摘によるということでありましたが、どのような指摘で、 それに対してどのように応えるべく変更なされておるのか。箇所ご とに説明を頂けたらと思います。

議 長 保健福祉 課 長 (榊原淑友 君)保健福祉課長。

(村松富夫 君)保健福祉課長でございます。ただ今のご質 間にお答えいたします。

まず1点目の、間仕切り壁の関係でございますけれども、当初先 ほど提案理由で申し上げたとおり、天井までの高さの壁を予定して おりました。それが袋井土木事務所との打合せの中で、保育所、い わゆる児童福祉施設については、建築基準法で特殊建築物に該当し まして、小屋裏、又は天井裏に達する必要があるということで、い ったん天井を取り外して上まで延長するというものでございます。 これにつきましては、建築基準法の施行令の第114条の第2項に載 っておりました。また、その他手洗い場の設置につきましては、保 健所からの指摘がございました。

それから、トイレの関係でございますけれども、当初は離れた場 所の新しい図面の方で言いますと、多目的便所となっているところ を計画した訳なんですけども、こちらにつきましては保育室から8 メートル程度離れているということもありまして、その間トイレに いっている間にですね、保育士から離れる時間が長くなるという可 能性もあるということ、また、既存の多目的便所につきましては、 乳幼児健診等に使用していまして、不特定多数の子どもが利用する ということもございますので、感染症予防も含めまして、別にした 方がよいかと考えられまして、保育室に隣接した、当初予算のとき には、おむつ替え室というところに変更したというものでございま

また、図面には載りませんけれども、実施設計の段階で、現地調 査も行ったところ、給排水関係、この計画場所につきましては、当 初ロビーという形でトレーニングルームで利用しておりましたので、給排水関係もございませんでした。

また、ガス管、それから空調ダクト等ですね、配管の延長の方が 長くなってきたこと、また、その工事のためには、1階の社会福祉 協議会の事務室の天井も一度一部撤去して復旧する必要もあるとい うようなこともございます。

また、照明につきましても、現トレーニングルームにつきましては、ヘルストロンの置いてある交流広場と同じ、ハロゲンランプがついておりまして、園児が利用するには明るすぎるということもございまして、保育室に適していないということから、新たな照明等も設置する予定でございます。

それから、職員室の方には単独の電話及びインターネット用の光電話回線といったものも設置したいということ、また、防犯上出入口には施錠するために、インターホン等の設置も追加してお願いするというところがございます。

また、もう一つは、外にウッドデッキを設置する予定でございますが、当初樹脂製を考えておりました。ところが、樹脂製でございませを夏場にはかなり高温になるということもございまして、園児の安全面を考慮して、樹脂製の方からユーカリ材の木製というものに変更を考えております。樹脂製ですと手すりの施工の方が金属の補強をしなければいけないということもございます。そういったこともございまして、加工するときには木製の方が優れているということもございまして、その材質の変更もございます。以上でございます。

議57番議員

(榊原淑友君)7番、太田康雄君。

(太田康雄君)細かく説明を頂きましたが、変更前と変更後を比べてみますと、変更前のおむつ替え室で計画していたところが沐浴室、トイレにということのようですが、このおむつ替え室というのは、新たに別のところに設けるのかということと、それからですね、今回工事費の増額ということなんですが、当初予算で備品

購入費、それと管理業務委託料を計上されていますが、こちらは特に変更なく、今回は工事費だけでよろしいのかどうかということと、それからですね、開園時期が確か秋頃、夏休みというような説明を頂いていましたが、広報もりまちの4月号では夏休み前という説明もあったかと思いますが、その辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

そして、工期ですね、いつ頃から工事にかかって、いつ頃完成の 予定なのかというところをお願いします。

議 長

保健福祉 課 長 (榊原淑友 君)保健福祉課長。

(村松富夫 君)保健福祉課長でございます。ただ今のご質問でございますけれども、1点目のおむつ替え室でございますけれども、沐浴室、トイレといったところで、この中で替えていくということになっております。少し狭くなりますけれども、配置を考えながらやっていくということでございます。

それから、2点目の備品、それから管理費でございますけれども、 今回の補正につきましては工事費ということでございますけれど も、備品につきましては、当初予算の中で整備していきたいと考え ております。管理費につきましてもその中で、同じ額でお願いした いと考えております。

3点目の開園時期でございますけれども、当初から、9月からということで予定をしておりまして、それを間に合わせるために今回補正もお願いしているわけなんですけれども、工期につきましては6月中旬から8月までと考えております。以上でございます。

議 長

7番議員

(榊原淑友 君)7番、太田康雄君。

(太田康雄君)それからですね、当初予算の審査のときには、まだ委託先についてはまだこれからということだったと思いますが、いよいよ工事が始まって9月から開園ということで、委託先の選定についても進められているかと思いますが、その点についてもしお知らせいただけるところがありましたらお願いします。業務の委託ですね、小規模保育所の業務の委託です。

議 長 (榊 原 淑 友 君)保健福祉課長。

保健福祉 課 長 (村松富夫君)保健福祉課長でございます。小規模保育所の方の運営の委託につきましては、6月の議会の中でご承認を頂きたいと思いますけれども、現段階では打合せ中ということでお知らせをさせていただければと思いますけれども、3月までときわ保育園の園長をしておりました山本さな江さんが退職をされまして、任意団体を今設置を予定しておりまして、その中でその任意団体に管理を委託していくということで打合せ中でございます。詳細につきましては、6月議会でこの小規模保育所の設置及び管理の条例をお認めいただき、そののちに指定管理という形でお願いをしていくという形になるかと思いますけども、現在はその打合せ中ということでございます。以上です。

議長 (榊原淑友君)6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) 1点だけ。これだけの変更ということで、 実施設計の方の金額的なものの変更はないんでしょうか。

議 長 (榊原淑友 君)保健福祉課長。

保健福祉 (村 松 富 夫 君) 設計料の委託ということでございますか。 課 長 そちらの方はなしで参ります。

議 長 (榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君)「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長一(榊原淑友 君)「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第40号「平成27年度森町一般会計補正予算(第

1号)」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(午前10時05分 ~ 午前10時20分 休憩)

副議長

(片岡 健 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長榊原淑友君から議長の辞職願が提出されました。 お諮りします。

「議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直 ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副議長し(片岡健君)「異議なし」と認めます。

したがって、「議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序を 変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(午前10時21分 ~ 午前10時22分 休憩)

副議長 (片岡 健 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程1の第1、「議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、榊原淑友君の退場を求めま

(退 場)

副 議 長 (片 岡 健 君)職員に辞職願を朗読させます。

(職員朗読)

副議長(片岡健君)お諮りします。

榊原淑友君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありません カュ

(「異議なし」と言う者多数)

副議長 (片岡 健 君)「異議なし」と認めます。

したがって、榊原淑友君の「議長の辞職」を許可することに決定し ました。 榊原淑友君の入場を許します。 (入 場)

副議長|(片岡健君)ただ今議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副議長

(片岡健君)「異議なし」と認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更 して、直ちに選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

(午前10時25分 ~ 午前10時26分 休憩)

副議長

(片岡 健 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程2の第1、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

副議長

(片岡 健 君) ただ今の出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に小沢一 男君、伊藤和子君、小澤哲夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

副議長

(片岡 健 君)投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」と言う者多数)

副議長

(片岡 健 君)「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

副議長

(片岡 健 君)「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

議 会 事務局長 (三浦 健 君)ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。

(投 票)

副議長

(片岡健君)投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と言う者多数)

副議長

(片岡 健 君)「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小沢一男君、伊藤和子君、及び小澤哲夫君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

副議長

(片岡 健 君)選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票です。

有効投票のうち、榊原淑友君9票、西田彰君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、榊原淑友君が議長に当選をいたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

副議長

(片岡 健 君) ただ今、議長に当選された榊原淑友君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

10番、榊原淑友君、発言があれば、発言を許します。

10番、榊原淑友君。

議長

(榊原淑友 君) ただ今の議長選挙によりまして、再任を頂きまして、誠にありがとうございました。

私はこの2年間、議長として、議会運営はもちろんでありますが、 行財政問題(課題)研究会の議会の内部で、議員全員の意見を議論 できる場として、毎月開催し、副議長の下で議論を重ねて参りました。

議会報告会も年2回開催し、ただ単に議会で議決したことを報告するだけではなく、町民から出された意見・要望について、毎月の研究会の場で議論を重ね、少しでも町民の意見が反映された議会とすべく、努力を重ねて参りました。

今年は合併60周年の年に当たります。第9次の総合計画の作成の 年次でもあり、内陸フロンティアや遠州の小京都のまちづくりや、 人口問題など、早急に進めなければならない問題が山積しておりま す。

このような重大な時期にもかかわらず、この4月には静岡新聞紙上に森町議会の信を問われるような記事が掲載されてしまいました。町民の皆様方からは、どうなっているんだといった問合せも多く寄せられました。

私は、今回の議長選に再度立候補させていただき、森町議会としての議員としての自覚・資質・言動・行動を、皆さんとともに徹底して見直し、森町議会としての信頼回復、汚名返上に全力で取り組んでいく覚悟でございます。

改めて議員各位のご支援・ご協力をお願い申し上げまして、就任 の挨拶といたします。よろしくお願いします。

副議長

(片岡 健 君)議長、議長席にお着き願います。

これをもって、副議長の職務は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

議長

(榊原淑友 君)しばらく休憩します。

(午前10時45分 ~ 午前10時55分 休憩)

議長

(榊原淑友 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長片岡健君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りします。

「副議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数) (榊原淑友君)「異議なし」と認めます。 議

したがって、「副議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序 を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時55分 ~ 午前10時56分 休憩)

議 長 (榊原淑友 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程3の第1、「副議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、片岡健君の退場を求めます。

(退 場)

(榊原淑友 君)職員に辞職願を朗読させます。 議 長

(職員朗読)

(榊原淑友 君)お諮りします。 議

> 片岡健君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありません か。

(「異議なし」と言う者多数)

議 (榊原淑友 君)「異議なし」と認めます。

したがって、片岡健君の「副議長の辞職」を許可することに決定し

片岡健君の入場を許します。

場)

(榊原淑友 君) ただ今副議長が欠けました。 議 長

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ち に選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友 君)「異議なし」と認めます。

> したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変 更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩します。 (午前10時59分 ~ 午前11時00分 休憩) (榊原淑友君)休憩前に引き続き会議を開きます。 議 長 追加日程4の第1、「副議長の選挙」を行います。 選挙は、投票で行います。 議場の出入口を閉めます。 (議場を閉める) 議 長 (榊原淑友 君) ただ今の出席議員数は、12人です。 次に、立会人を指名します。 森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉筋惠 治君、中根幸男君、鈴木托治君を指名します。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。 (投票用紙の配布) (榊原淑友 君)投票用紙の配布漏れは、ありませんか。 議 長 (「なし」と言う者多数) 議 長 (榊原淑友君)「配布漏れなし」と認めます。 投票箱を点検します。 (投票箱の点検) (榊原淑友君)「異常なし」と認めます。 議 長 ただ今から投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。 呼) (点 (投 票) (榊原淑友 君)投票漏れは、ありませんか。 議 長 (「なし」と言う者多数) 議 長 (榊原淑友君)「投票漏れなし」と認めます。 投票を終わります。 吉筋惠治君、中根幸男君、及び鈴木托治君、開票の立会いをお願 いします。

(開票)

議長

(榊原淑友 君)選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。

有効投票のうち山本俊康君10票、西田彰君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、9番、山本俊康君が副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

議 長

(榊原淑友 君)ただ今、副議長に当選された山本俊康君が 議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

- 9番、山本俊康君、発言があれば、発言を許します。
- 9番、山本俊康君。

副議長

(山本俊康 君) ただ今、議員の皆様方よりご推挙を頂き、 副議長という重責を担うこととなりました。身に余る光栄とともに、 身の引き締まる思いであります。副議長として議長をしっかり補佐 し、そして、この議会の活動・運営に邁進をして参りたいと思って おります。

また、先ほど議長就任のご挨拶もございましたが、この森町、町 政60周年、またいろいろな大きな、大切な時期にも入るということ でございます。私も、議長とともに、その大切な時期を支え、森町 の発展のために、そして住民福祉のために精一杯がんばって参る所 存でございます。

議員の皆様方、また、町当局、執行部の皆様方にもご指導・ご協力を心からお願い申し上げ、言葉は足りませんが、副議長就任の挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君) しばらく休憩します。

(午前11時16分 ~ 午前11時52分 休憩)

議長

(榊原淑友君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1項の 規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思い ます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選 任することに決定しました。

日程第6「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友 君)「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり、 選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年5月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時53分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成27年5月11日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上